

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、
次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市自治基本条例制定委員会 第9回会議
開催日時	平成21年7月8日(水)18時～19時45分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 前文について(修正案) (2) 定義について (3) 条例素案全体の見直しについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	中川委員長, 大須賀委員, 河田委員, 多田委員, 中條委員, 柘植委員, 鶴見委員, 野田委員, 福家委員, 森田委員
傍 聴 者	3人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

次のとおり会議を開催した。

(委員長)

今日の協議項目は3つある。1つは前文についての修正案。2つめは議会について。3つめは条例素案全体の見直しについて、である。これを踏まえて、次は原案として確定できるところまで進めたい。

それでは早速、前文について議論したい。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、前文の修正案について、御説明する。お手元にお配りしている資料9-2を御覧いただきたい。前回会議の御意見等を踏まえて修正した前文素案である。

まず第1段落だが、前回会議において、「中枢都市」という言葉について、中枢管理都市のままでいいのではないかという意見があったが、市民に分かりやすい言葉にするということで、「中心都市」に修正している。

次に、「発展を続けてきました」という言葉について、現在進行形のほうがいいのではないかという意見があったが、第1段落で現在までの高松市を、第2段落でこれからの高松市を述べることにより、2つを合わせて現在進行形としているため、ここではこのままとしている。

次に、「このまちには」という書き出しだと他人事のように感じるという意見があったことから、「そして、このまちに住む私たちには」と修正している。

次に第2段落であるが、人種、信条などの種類についていくつも憲法のように羅列するのはどうかという意見があったことから、「すべての人に基本的人権が保障され」としている。また、「参画」という単語が第2段落、第3段落の両方に出てくることから、第2段落の参画を省略し、「において」と修正している。

次に第3段落である。「自ら」が何度も出てくるという意見と、「考え、行動し、取り組み、尊重し」といった文章の繋がりがよくないという意見や、自己責任

審議経過および審議結果

という意味合いが強く出過ぎているという意見を受け、「このためには、市民一人一人がまちづくりの担い手であることを自覚して、地域の課題の解決に積極的に取り組むとともに」というように修正し、市民の自覚を促して課題の解決に取り組む必要性を謳っている。

次に第4段落であるが、「そこで」という接続詞は不要でないかという意見があったことから、書き出しを「私たちはここに」と修正している。

また、「市民主権の自治のまちづくりの実現を目指すため」という一文が分かりづらく、整理した方がいいという意見があったことと、なぜ今、自治基本条例を制定するのかということ盛り込んだ方がよいという意見があったことから、キーワードとして、「地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまち」という言葉を用い、「地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくとともに、市民主体のまちづくりを推進するため自治基本条例を制定します」と修正している。

以上である。よろしくお願ひしたい。

(委員長)

今、御覧いただいたとおりの修正案で、その説明をいただいた。

これについて、皆さんから御随時に御意見をいただきたい。

(委員)

第3段落の言葉だが、「ひとりひとり」は2つとも漢字なのか。

(事務局)

法令用語上は「一人一人」と漢字を使っているのので、ここは漢字を使用したい。

(委員)

最後の段落で、市民主権という言葉が市民主体に変わっているところが気になるのだが、ここは市民主権とするべきでないだろうか。ここは前文で宣言するところなので、市民主権という言葉を入れてもらいたい。

(事務局)

「市民主権のまちづくり」なのか、「市民主体のまちづくり」なのかということ議論した際に、市民が主体となったまちづくりを推進するというので、「市民主体のまちづくり」としている。修正前は「市民主権の自治のまちづくり」だったが、その意味については「地域の個性や自立性を尊重した」という言葉に盛り込んでいる。

(委員長)

自治というのは議会・行政の担当する団体自治と、市民が地域ベース、個人ベースで行っている課題別地域別の住民自治の2つがあって、どちらも市民が主役であることは当然である。団体自治については住民の統制権を發揮し、住民自治については自立的に自己統治する。それを両方にまたがる形で押さえておかなければならない。そういう議論があったから、ここで「地域の個性や自立性を尊重した活力あるまち」と、トータルな意味での「市民主体のまちづくり」と、2つにブリッジをかけているのである。この最後の段落は、団体自治と住民自治の双方に足がかりを据えた形になっている。

(委員)

2つめの段落のところで、「豊かな自然と都市機能が調和したまち」、「明るく住みよいまち」、「能力を十分に發揮できるまち」というように、「まち」と

審議経過および審議結果

という言葉が重なっているので、整理できないかと思う。

(委員長)

これは文章的な処理の問題である。例えば、「この豊かな自然と都市機能が調和したまち」を「この豊かな自然と都市機能が調和した高松市」にし、「市民のねがい」の前の「高松」を外す。前文の最初で「高松は」と言っており、次から「まち」にしている。再確認する意味で途中で「高松」を入れれば、リズムカルになるのではないか。

(事務局)

「高松市民のねがい」は固有名詞になっているため、変えられない。

(委員長)

であれば、「明るく住みよいまちにする」を「明るく住みよい高松にする」にしてはどうか。

(事務局)

この「明るく住みよいまち」という言葉も、高松市民のねがいの中にあるため変えられない。

(委員長)

文法的に間違いではないが、確かに「まち」が重なるという印象を受ける。

(事務局)

ここは他にどのような書き方があるか、検討させていただきたい。

(委員長)

致命的な欠陥ではないが、検討をよろしくお願ひしたい。

この前文については、今まで結構議論してきた。その結果としてこのような形になったのである。

それでは、この議案についてはここで終えることとする。

次に、議会の項目に入りたい。資料の9-3について事務局に説明をお願いする。

(事務局)

それでは、議会について御説明する。資料9-3の1ページを御覧いただきたい。

議会についての条例素案のたたき台で、議会の御意見等も踏まえ、取りまとめたものである。

議会と議員について、市民、執行機関と同様に、それぞれ、役割と責務を定めている。

まず、項目としては、同じ資料9-3の2ページに引用している市民委員会の提言にある(1)議会の責務と(2)開かれた議会、(4)議員の情報公開の項目を「議会の役割と責務」の項目とし、(3)議員の責務、(5)議員の研鑽の項目を「議員の役割と責務」の項目としている。

資料の1ページに戻っていただき、まず、議会の役割と責務であるが、1項で、議会が市民の代表者である議員によって構成される意思決定機関であること、市民の意思を市政に反映させるよう努めることを盛り込んでいる。

2項では、議会は、積極的に調査研究を行うなど、政策形成機能の充実に努めること、市政運営に対する監視機能の役割を果たすこととしている。

審議経過および審議結果

3項では、議会の情報提供など、開かれた議会運営を行うこととしている。次に、議員の役割と責務についてである。

1項で、議員は、市民の意思の反映、政策形成機能の充実、情報提供など、議会の役割と責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行することを盛り込んでいる。

2項では、議員は自己研鑽に努めること、地域の課題や市民の意見を把握し総合的な視点に立って市民の信託にこたえることとしている。

以上である。よろしくお願ひしたい。

(委員長)

この点については、全員の委員さんから御意見を賜りたい。では、よろしくお願ひする。

(委員)

意思決定、政策形成、監視機能については市民の提言の内容がそのまま入っており、原案の方が分かりやすくいい。恐らく削られるだろうと予想していた専門家の意見を取り入れるという参考人制度の部分は、他市でも具体的に謳っているところはほとんどないことから、やはりそうだった。参考人や専門家の招致、召喚については、議会に制度があるもののあまり活用されていないのが実態なので、市民委員会としては盛り込んでみたのだが、そこが消えたのが少し残念である。

(委員)

議会の役割と責務の第1項で「直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される」というのが、ここまでくどく言う必要があるのかと思ひ、単に「市の」とか「本市の」でいいのではないだろうかと思ふ。

(委員)

「市民の役割と責務」や「市長の役割と責務」のところでは、「ねばならない」という言い方をしている部分があるが、「議会の役割と責務」、あるいは「議員の役割と責務」の条文の中にそういった文言が全くないのはいかがだろうか。

(委員長)

文章の末尾の調整について指摘が出ている。

市長などについては義務規定になっているが、議会部分は「努めるものとする」という努力規定になっている。その中間として「努めなければならない」という努力義務規定もあるが、そのあたりの調整はどうなっているのだろうか。

(事務局)

議会部分と市民や執行機関に関する部分の表現の整合性は取っていきたいと考えている。制定委員会の御意見を伺う中で、再度議会にも話をしていきたい。

(委員長)

最終段階でこの条例の文章末尾の調整はする必要がある。あるところは「ねばならない」、あるところは「するものとする」といったようにトーンの違いが出てくるので、そのあたりは意識しておいてもらいたい。

(委員)

議会の機能として、従来の意思決定や監視牽制などに加え、政策立案機能といったものがこれから期待されるものだと思う。それを担うということで、議員自

審議経過および審議結果

身の能力が重要になってくる時代が来ているのではないだろうか。自治基本条例の中では議員のあるべき姿を謳うべきなので、「議員の役割と責務」の条の第2項に、「議員は、自己研鑽に努めるとともに」とあるが、ここをもう少し強く言うことはできないだろうか。

(委員)

先ほどの自己研鑽の部分もそうだし、「議員の役割と責務」の第1項で「公正かつ誠実に職務を遂行」とあるわけだが、そんなことは当たり前のことなので、私は逆に自治基本条例にそれをあえて書かなくてはならないのかと思う。ここに書いてなければできないような議員は選ばないということでない、いけないのではないだろうか。

(委員)

中身に対しては意見はないが、もっと議会側と意見交換する場などがあれば良かったと思う。

(委員)

私も中身について大きな意見はないが、先ほど話に出た、語尾の「ねばならない」や「ものとする」という部分について、市長や市民と足並みを揃えた方がいいのではないかと思う。

(委員)

この案はある程度、議会と調整されたものなのか。

(委員長)

議会に関連する部分については、議会側が決めなくてはならない部分である。本来であれば最初から議論に加わるべきであるが、高松市は小さな都市ではないので、最初からどの議員が入るかということから決めるのが難しい。だからその方法は取らなかった。

(委員)

市民委員会の中でも、勝手に議会部分を書くわけにはいかないもので、議員さんと話がしたいという意見があった。しかしオフィシャルな場で話し合うとなると誰に来てもらうかということも問題になるし、タイミングによっては最初から行政や議会と結託しているのではないかと市民から思われる可能性があるので、まずは純粋な気持ちで案を考えた。最初は議員とは勉強会などのアンオフィシャルな場を設けることも考えたが、議会側の意識も統一されていないので、議会に案が上程されるまでは動くべきでないと判断した。

(委員)

議会の方で十分調整してもらって出てきている案ということだろうか。

(委員長)

そこまではっていない。

議会事務局に打診をしたぐらいではないか。

(事務局)

この案については、議会事務局を通して調整をしており、事務局から議員の意見を踏まえて作成してもらっている。最終的に条例を提案する前に、制定委員会の提言を踏まえて市としての案をつくった段階で、再度議会側と協議する機会があると思う。

審議経過および審議結果

この案は尊重すべきであるが、制定委員会としてどう受け止めるかということがあり、先ほどのように市民や市長との整合性で文末を揃えるという意見があれば、再度議会に返していきたいと考えている。

(委員)

できれば制定委員会と議会が、それぞれ時間をかけて議論できればよかったが、そういうプロセスは無理だということか。

(委員)

逆の立場で考えた際、例えば議員の方々が条例のいろんな案を作られていて、それがどんどん変わっていくとすれば、その情報を中途半端な状態で受け取ると、市民は混乱するだろう。情報公開するタイミングは計る必要がある。今回についても、紆余曲折している段階で表に出すと、市民同様に議会も混乱するので、固まったものでないと出さない方がいい。素案が固まった段階で外へ出して、そこからキャッチボールをするという順番だろう。

(委員長)

いろいろなプロセス論があって、そのどれが正しくてどれが正しくないということはないと思う。小さな町であればタウンミーティング型で積み上げていけば良いし、逆に人口が10万人を超えるようなところでは、その方法では何年もかかってしまうだろう。人口が多すぎれば代表者も決まらず、議論もできないということが現実にある。それを迂回して、いかに市民の意見を集約するか、そのために市民委員会を作ったはずである。だから我々はその意見を尊重するとともに、バックアップして原案にする役割を担っている。その作業をする中で、他にいろいろな考え方や意見もあるのではないかと意識しながら進めていかなければならない。ここから先のプロセスは卵を壊すことではなく、孵すことを考えるべきである。

(委員)

議員の役割と責務の最後のところ、「こたえる」というのは漢字ではないのか。

(事務局)

法律用語で言うと、ここは平仮名になる。
議会の役割と責務の第3項の「わかりやすく」であるが、これは漢字になる。ここは修正をお願いしたい。

(委員長)

議会の役割と責務、ここで述べているのは議会という団体のことであり、市民委員会の意見を受けて政策形成機能という言葉も入っている。それから、議会活動に関する情報の分かりやすい提供、これは議会活動の公開のことである。開かれた議会運営に努めるという一文には、本会議の公開は当然のことながら、常任委員会の公開、議員運営委員会の公開、全員協議会の公開なども含まれるてくる可能性がある。ただし、そこまで制定委員会で勝手に決めることはできないので、議会自治に委ねなくてはならない。これは議会基本条例などで御検討いただく、と期待したい。

次に議員の役割と責務であるが、議会の役割および責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行していただきたい、ということである。ただ、元々議員は公正かつ誠実で、学識経験があるのは当然だという議論もある。議会基本条例とは別に、議員倫理条例とか議員倫理規定というものが先に制度整備される自治体

審議経過および審議結果

もあるし、議会基本条例の中に議員倫理の条項を入れるところもあるが、それに繋がることを期待して、こういう条項を入れるということではないだろうか。「議員は、自己研鑽に努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこたえるものとする」という一文については、議会としての政策形成につながっていくような議員個人の活動を考えた際に、政策立案という言葉は入れなくいいのかという意見があった。議員個人の活動の中で、政策が形成されていくことが望ましいと考えるのであれば、ここに政策立案とか政策提案という言葉を入れてはどうかということだったが、いかがだろうか。これは市民委員会でも触れられていたのではないか。

(委員)

市民委員会では、議員も忙しくなかなか自分で政策立案するのは難しいだろうというので、例えば公設秘書のように、一人の議員に対して一人の事務員をつけるとか、実際には無理だろうが、それくらいまで考えた上で議会事務局体制の整備について触れている。

私が大変評価しているのが、議員の役割と責務の2項で、「総合的な視点に立って」というところだが、ここが市民委員会の一番言いたかったことである。よくあるのが市民の意見を聞くが、ごく限られた人だけの意見を聞くということがあり、市議会議員であれば、市全体のことを考えた上でのある特定地域の利益を言っていたかなくてはならないが、特定地域の代弁をするということがたまにあったので、そういうことがない様に、という意味がここで反映されていて良いと思う。

(委員長)

それでは議員の役割と責務について、少し確認したい。第1項についてはそのままではないか、ということ。第2項は「自己研鑽に努める」という言葉があり、これが何のためかということが分からないので、「自己の見識、学識を高めるため」といったような説明が前にあったほうが良いという意見があった。これを生かそうとすると、市民委員会の提言にあった「政策立案」とか「政策形成能力の向上のため」といった言葉が良いのではないかと思うので、「議員は政策形成能力の向上のため、自己研鑽に努めるとともに」としてしまえば随分良くなると思う。議員個人の政策形成能力が上がれば、議会としての政策形成機能が強くなる、というふうな上下の関係が繋がるだろう。自己研鑽に努める、その中身は政策形成能力を向上させるためである。これで提案させていただきたい。

(委員)

文章の語尾についても整理した方がよいのではないか。

(委員長)

それでは、語尾についても整理する。まず議会の役割と責務から見てみる。第1項の語尾は「努めるものとする」となっている。これは「努めなければならない」だろう。

次に第2項だが、「果たさなければならない」という義務では、果たせなかった場合にどうなるのかということがあるので、少し変だと思う。ここはこのままでいいのではないか。

第3項は「努めなくてはならない」の努力義務規定でいいと思う。

議員の役割と責務の第1項は、「なければならない」の義務規定だろう。これは倫理規定であるから、言うまでもないことだが。

第2項については、ここは「こたえるものとする」、これでいいのではないか。

審議経過および審議結果

以上のようなまとめでよろしいだろうか。

それでは第3号議案「条例素案全体の見直しについて」、事務局に御説明をお願いしたい。

それでは、条例素案全体の見直しについて、御説明させていただく。

お手元にお配りしている資料9-4を御覧いただきたい。資料の1ページから9ページが、前回会議までに御協議いただいた条例素案である。

今回、条例素案全体について、市の法制担当と改めて見直し、全体の整理、文言の整理を行い、提案させていただいている。修正部分を見え消し、赤字で示してある。

まず、第1章の総則である。「目的」のうち、2行目の執行機関等の「等」は、職員であり、執行機関の役割と責務に職員の責務があるため、執行機関等としたことと合わせている。

また、3行目から4行目にかけて、この条例の目的として、「市民自治を確立し、自立した自治体にふさわしい自治の実現」としていたが、市民自治という言葉は意味が明確でないため使わないとしたこと、自立した自治体というと団体自治中心ともとれることから、「市民主体の自治の実現」としている。

次の「定義」では、第4号で「地域のまちづくり」を定義している。「地域のまちづくり」とは、「市民が、地域の課題を解決し、および住みよい地域社会をつくるために行う活動をいう。」としている。

第5号の「参画」では、「市の政策等の立案、実施および評価の各過程」については、5ページの「市政への参画」に同じ文言があるため、定義からは削除し「参画」とし、また、地域のまちづくりを定義したので、「地域自らの住みよい地域社会をつくる取組」を「地域のまちづくり」と修正している。

第6号の「協働」は、前回会議での、個人での協働もあるとの協議を踏まえ、「法人その他の団体として」を削除している。

次の「条例の位置付け」であるが、1項は言葉を整理し、2項では、および、ならびに、およびと連続し分かりにくかったため、「制定改廃」と「解釈運用」をそれぞれ一つにまとめている。

次の「基本理念」であるが、見出しを基本原則と合わせ「自治の基本理念」とし、号立てであったものを、項立てとしている。これは、基本理念の1番目が本当に根本的な憲法にある国民主権といった大きなことを謳っており、この市民主権を基本として、2番目、3番目は、市としてこういう市政を推進する、市民と市はこのようなまちづくりを進めるといっており、並列に3つ並ぶものではないため、号立てにするにはふさわしくないと考え、1項、2項、3項と項立てに修正したものである。

3ページの「自治の基本原則」であるが、第2号の参画の原則は、定義と合わせ、市民を削除し、「参画の原則」とし、全回会議での協議の結果、参画は、市政への参画と地域のまちづくりへの参画があったことから、市民の参画の下で市政運営が行なわれることと、地域のまちづくりは市民が行うことであるため、市民が積極的に地域のまちづくりに取り組むこととしている。

次に第2章「市民、議会、執行機関等の役割と責務」であるが、執行機関等の「等」は、先ほどの目的と同様に職員で、第3節の節名の執行機関等に合わせている。

まず、第1節「市民」であるが、2つ目の条の「市民の知る権利」を原則の順番に合わせて、1つ目の条項とし、次に「市民の参画の権利」と、順番を変えている。

参画の権利の見出しは、知る権利に合わせ、「市民の参画の権利」とし、参画の権利の1項が、「参画する権利を有する」とあり、第2項で、「平等な立場で

審議経過および審議結果

参画することができる」とあり、同じ事を謳っているため、1項と2項を合わせて一つの項とし、文言を整理して、「市民は、人種、信条、性別、年齢、社会的身分等にかかわらず、平等な立場で、参画する権利を有する。」としている。

参画の前の「地域のまちづくりや市政」については、参画の定義に「市政および地域のまちづくりに責任を持って主体的に関与すること」と、定義されているため、「参画」というだけで「地域のまちづくり」と「市政」に参画することになるため、削除している。元の第3項、修正後の第2項であるが、参画の前の「地域のまちづくりへの」の削除についても同様である。

修正後の第2項の自立性については、参画に当たっての自立性というのではないのではないかと考え削除し、また、参画しないことだけでなく、参画することによっても不利益な取扱いを受けないことを入れている。

次の「市民の役割と責務」では、第1項で、課題だけでは何の課題か分からないので、「公共的課題」とし、第2項では、先程の「市民の参画の権利」と同じく、「参画」の定義にある「地域のまちづくりや市政」を削除している。

また、第3項について、前回会議で応分の負担を負うことを入れることを提案させていただいた。前回の提案では、「市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負うものとする。」としていたが、市が提供するサービスというのが、ここだけに出てくるため、「市政運営に伴う」として、税金を含め、受益者負担金などを応分の負担とし、文末は、市民の責務であり、あくまで応分の負担なので、「負わなければならない」と義務規定にしている。

次の第3節、執行機関等のうち、「誠実かつ公正」という言葉が、市長、執行機関、職員の中にそれぞれ出てくるが、執行機関としては、まず公正が必要と考え、順番を入れ替え「公正かつ誠実」に修正している。

「市長の役割と責務」の第2項の「第〇条に掲げる」は、本条例の基本理念を見出しも「自治の基本理念」としたため、「第〇条に掲げる」と書かなくても分かるということで、削除している。

「執行機関の役割と責務」の第2項と「職員の責務」の第3項の協働に関する部分は、地域のまちづくりだけでなく、市政も協働で進めるため、「市政および」を加え、執行機関と職員で全く同じ言い方をするのではなく、職員の責務の「職務の遂行に当たっては」を加え、「推進に努めるものとする」としている。

次に、第3章であるが、「自治運営の基本的事項」とし、前回までは、第1節「基本原則に基づく諸制度」の中で、情報共有、市民参画、協働を謳い、第2節を別に「市政運営の諸制度」としていたが、基本原則は全体にかかる原則であるため、節として「基本原則に基づく諸制度」とまとめず、第1節を「情報共有」、第2節「参画」、第3節「協働」とし、第4節を「行政運営」として、今回提案している。

第1節の情報共有であるが、1つ目の条項「情報の共有」の第2項では、「参画」は定義の中で「市民が市政および地域のまちづくりに責任を持って主体的に関与することをいう。」とされており、参画するのは市民と定義づけられているので、「市民」を削除し、文言を整理、手法の整備も「協働」の中にある「仕組みの整備」に合わせている。

次の5ページ「情報公開」であるが、「市は、市民の知る権利を保障し」としていたが、「知る権利」がどこまでのものなのか、定義が明確になっていない状態で「保障」までは言えないのではないかと考え、「尊重」に修正している。

次に、第2節「参画」であるが、先ほどと同様で、「市民」を削除している。

また、この節の1つ目の条項に「地域のまちづくりへの参画」を入れている。この条は、6ページの協働の中の2つ目の条にあったもので、全体を見直す中で、この条は参画について謳っているもので、参画には市政への参画だけでなく、地域のまちづくりへの参画もあるものの、第2節の参画には市政への参画の項目だけであったため、ここに盛り込んでいる。

審議経過および審議結果

次の「市政への参画」は、市民を削除するなど、文言を整理している。

6ページの第3節、「協働」であるが、まず「協働の推進」の条では、第1項に「地域のまちづくり」だけでなく市政も協働で取り組むため、「市政および」を加えている。

第2項では、文言を整理し、市は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、市民の自主的な活動を支援するものとしている。

第3項は、執行機関が協働を推進するために行う、機会や場の確保について盛り込んでいたが、全体を見直す中で、ここだけ細かく具体的な制度が書かれており、第2項の仕組みの整備に含まれるものでもあるため、削除している。

次の削除している「市民による地域のまちづくりの推進」は、先ほどの参画に入れた条である。

次に、「地域コミュニティ協議会」であるが、第1項では、「市民」に団体も含まれるため、「地縁団体や市民活動団体などとともに」を削除している。

第2項では、活動がどんな活動を指すか分からないため、地域のまちづくりに取り組むとし、第3項で、市はその活動を尊重し支援することとしている。

次の7ページであるが、「市民活動団体」の後段を、地域コミュニティ協議会と合わせて、「その活動に対して」と修正している。

次に、第4節の「行政運営」である。まず、「総合計画」では、第1項で「市」が総合計画を策定することとしていることから、第2項の「総合計画の策定に当たっては」についても、「執行機関は」ではなく「市は」に修正している。

第3項は、進行管理を行い、その進捗状況を公表するという順番に修正している。

次の「財政運営」と「説明責任」では、分かりやすくの前に「より」をつけていたが、より分かりやすくの「より」が、何より分かりやすいのかといったことや、「分かりやすい」か、「より分かりやすい」かは、受け手側の問題となるため、「より」は削除している。

次に、「説明責任」を「要望等への対応」と合わせて1つの条にしたことから、見出しを「説明責任等」としている。

次の「行政手続」では、8ページに移っていただき、「行政手続を適正に行うものとする。」となっていたが、何を行うか明確でないので、条例により「処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。」と修正している。

次の「公益通報」であるが、「市長は」としていたが、公益通報については、市長も含め、教育委員会等執行機関が体制の整備、不利益を受けないよう必要な措置を講じるため、「執行機関は」と修正している。

次の「政策法務」では主体を「市」とし、政策法務とは、より地域の行政ニーズに即した自主的な政策を実現するための手法と考え、「行政課題に対応した自主的な政策を実行するため」と修正している。

次の「行政組織の編成」は、これまでの条文では、「市民に分かりやすく」がどこにかかるとか分かりにくかったため文章を整理し、また、組織の横断的な調整については義務付けすることはできないと考え、文末を「図るものとする」としている。

次の「国および他の地方公共団体との連携および協力」であるが、これまで第4章に、「連携と協力、条例の見直し等」として盛り込んでいたが、条例の見直しとは内容が異なるものであり、行政運営に含めるべきであると考え、第4節の行政運営の最後の条としている。

最後が、第4章の条例の見直し等である。「条例の検証」では、検討委員会等の附属機関としていたが、委員会の名称は決まっていないため、一般的な名称として「審議会等の附属機関を置く」と修正している。

以上である。よろしくお願ひしたい。

審議経過および審議結果

(委員長)

これまでの修正経過を詳しく説明してもらった。これについては、これまでの議論の中で何度も見直しているのだから、あえて深く議論をする必要はないのではないかなと思う。一通り見ていただいて、次回までに重大なミスなどが見つかった場合は御指摘いただくという程度でいいのではないかな。今日の会議で議会部分が変わったので、全体のバランスが分かるようになったと思う。

そうは言いながらも、意見を言っていただく機会を設けなくてはならないと思うので、御意見があればお願いしたい。

(委員)

資料9-4の3ページ、市民の参画の権利の部分だが、「身体的状況」という文言が省略されている。これはなぜ省略したのか。

(事務局)

憲法に合わせた形で提案させていただいている。

(委員長)

「等」の中に含まれるため、問題ないと思う。

(委員)

「および」の使い方が少し気になる。定義の(4)の地域のまちづくりに、「課題を解決し、および住みよい地域社会をつくる」とあるが、「および」は必要なのではないか。5ページの真ん中、地域のまちづくりへの参画でも、「参画し、および協力する」とあり、9ページにも「連携し、および協力して」とある。これらはいらなのではないか。

(事務局)

法令上はこういう使い方をするところがある。市の法制担当が盛り込んだのだが、確かに少し気になる部分でもあるので、表現を見直すことが可能か確認する。訂正するかどうかは分からないが、次回報告させていただく。

(委員)

6ページの地域コミュニティ協議会の部分だが、語尾が「することができる」となっている。他では「設置しなければならない」とか「するものとする」となっていたと思うが、ここだけ表現が違うのは何か理由があるのか。

(委員長)

絶対に「設置しなくてはならない」という義務規定ではないからだろう。これは原案の段階からこの文言だったと思う。

地方自治法上の地域自治区制度における地域協議会などであれば、設置しなくてはならないわけである。地域コミュニティはそんな堅い手法ではなく、あくまで住民の総意で民主的に作られるものであるから、できないところもあるのである。それを義務規定にすると、市民に新たな義務を課すことになる。

(委員)

市民の定義と、6ページの地域コミュニティの条にある「その地域に住むあらゆる市民が」というのが少しおかしいのではないかな。「市民」は住んでいる者を当然含んでいるのではないかな。

(事務局)

「市民」は市内に居住し、通勤し、または通学する個人および事業者や団体な

審議経過および審議結果

ど全部を指すが、6 ページでいう地域コミュニティ協議会に参画できるのは、その地域に「住む」市民である、ということをお願いなのである。市外から通学・通勤している者を除外している。「あらゆる」は必要ないと思うので、削除したい。

(委員長)

このように幅広い市民の定義をしたのは、高松に働きに来てくれる人、通って来てくれる人についても、まちづくりの担い手になってもらった方が活力が出るだろうと考えたからである。よそ者を拒絶するまちに発展はないという論理がある。だが、コミュニティ協議会は少し別であり、当然その地域に住んでいる人たちが作らないといけない。

ただ、権利義務規定に関しては、住民投票だけは縛りをかけている。これには通勤する者や通学する者は含まれない。行政手続条例や情報公開条例についても関係してくるが、これらは市外の人でも対象になるので問題ない。住民以外の市民概念で問題になりそうなものは全てチェックしている。

(委員)

市民の定義部分だが、「市内に居住し、通勤し」というと、読み方によっては「市内に居住し、かつ通勤し」と読めてしまうのではないか。

(事務局)

これは法制用語で決まっており、「点、点、または」というと英語の or を意味する。

(委員)

法制上の話は分かるのだが、市民が読んだ際にすんなり理解できるだろうか。

(事務局)

それは逐条解説などで対応したい。

(委員)

8 ページの組織編制のところでは、「配慮する」という言葉があるが、これはここだけに使われているように思う。何か意味があるのだろうか。「行う」だけでもいいのではないか。

(委員長)

「行う」でいいように思う。

こういう語尾についてはまた皆さんで見ておいてもらいたい。この程度の修正であれば制定委員会で諮ってなোসさないといけないレベルではないと思う。

(事務局)

事務局側でもチェックさせていただく。

(委員)

最後の条文の「4 年を越えない」というのはどういう理由でこの期間になったのか。

(事務局)

これは市民委員会からの提言にあったものである。市長や議員の任期中に、1 度は見直しができるようにという意味合いでこの期間になっている。

審議経過および審議結果

(委員長)

条文の内容で気になる点があれば、次回までに事務局に申し出てもらいたい。致命的な問題でなければ、事務局権限で調整することに委ねたいと思う。

それでは、今回の協議はこれまでとしたい。事務局から今後の予定についてお願いする。

(事務局)

先ほどのお話にもあったように、事務局の方でも整理をさせていただきたい。次回の第10回会議は8月の中旬以降と考えているので、よろしく願いしたい。できれば次回で取りまとめられるようにと考えている。

(委員長)

それでは、これで本日の委員会を終了する。ありがとうございました。

－以上で審議終了－

